

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市住宅局建築部住宅環境課内
電話 (078) 331-8181 内線5115

建築協定だより・神戸

第八回総会開催

新役員は再任六名、新任四名

八月二日(土)、センタープラザ西館六階会議室で第八回神戸市建築協定地区連絡協議会総会が開催されました。連絡協議会の昨年度一年間の活動等の報告と今年度の活動方針等が提案され、可決、承認されました。また、恒例の総会終了後の講演会は、大阪市立大学で建築協定について研究されている高橋昭子先生を講師にお迎えしてお話を伺いました。

総会は、多数の各地区運営委員長の出席を得て、午後二時に開会しました。大西副会長の開会のことば、藤元会長の挨拶に続いて、今年度も、来賓として神戸市から垂水(たるみ)住宅局長にご出席いただき、お祝いのことばをいただきました。続いて、総会議長として中土井幹事を選出して議事審議会に入り、大西副会長から



収入額は、一、五三四、九八一円、支出額は、一、三〇一、四三三円であり、差引残額の二、三三、五四八円は次年度へ繰り越す。主な収入は、神戸市からの助成金一、五〇〇、〇〇〇円と平成七年度事業予算の残額の繰越金三四、四九七円である。支出については、委員長一、委員長研修会(七月五日)研修会・地区間交流会・総会・役員会等

まちづくり談義に花

―笹山市長を訪問

去る九月十日(水)に藤元会長と多田副会長が神戸市役所に笹山市長を訪問しました。これは、これまでの当連絡協議会への支援に対するお礼と、八月の総会で会員の皆さんからご要望がありました更なる支援についてお願いをするためです。藤元会長が連絡協議会の活動内容の説明と設立以来の市からの支援に対するお礼を申し上げました。市長からは「建築協定地区の皆さんには、協定を通じて、地域の住みよいまちづくりが大きく貢献していただいております」と感謝の言葉がございました。そして、支援要望に対しては、「前向きに検討していきたい」と回答していただきました。

また、協定の運営にあたっての問題点や協定の更新の苦労、更には自治会活動との関係についても話し合いましたが、市長も長年まちづくりに取り組んでこられた経験から、よく実態をご存知で話に花が咲きました。最後に、市長から「須磨の小学生殺傷事件を契機に、そこに生活する人達が安全に安心して暮らしていけるまちづくりというのは、防災ということだけではなく、防犯ということでも取り組んでいかなくてはならないと思います。市では最近ニュータウンにおいて、住宅地の中に店舗を、まちかど施設、というようなものとして配置するよう指導課の三木指導係長には、最近話題になっている共同住宅の容積率の緩和等、現在の建築基準法の改正の動きについて説明をしていただきました。その後、質疑応答を行いました。なお、研修会での質疑応答の主なものは次のとおりです。

研修会に多数参加

第七回建築協定運営委員長研修会が七月五日(土)午後二時から中央区橋通の神戸市生活学習センターで開催されました。この研修会は、毎年一回、各建築協定地区の運営委員長を対象に、運営に際し必要な建築協定の基本的知識を習得していただくよう実施しているものです。今年も、二十九名の運営委員長の方々が参加されましたが、委員長以外にも四十名近くの希望者が研修を受けられました。

研修会には、来賓として神戸市住宅局から井上建築部長の出席をいただきました。研修講師は、例年どおり会長、副会長が担当され、藤元会長は「建築協定の認可手続について」、多田副会長は「建築協定の運営について」をテーマにそれぞれお話ししていただきました。また、神戸市住宅局建築部



笹山市長(左)を訪問した藤元会長(中央)と多田副会長(右)

なまちづくりを行っていただきます。もちろんどのよう店舗でもよいというものはありませんが、人の出入りがあるところでも防犯につながります。建築協定は建築物というハードについてその用途や構造、形態等について基準を設定するわけですが、基準設定にあたっては、防犯ということについても考えていただけたらと思います。短い時間でしたが、市長とまちづくりについていろいろなお話もでき、大変有意義な訪問でした。

自動更新は、一定数の権利者の合意で有効期間を延長できる制度であるため、更新に合意しない権利者が多くても更新し続けていくことができます。その結果、更新に合意しない権利者の権利に対して過度の制約を課することになります。そのため、神戸市では、現在、新たに建築協定を締結する場合は、自動更新の規定を含んだものは認可されません。(建築協定だより・神戸第十一号参照)

